

要支援認定者及び基本チェックリストにより志摩市介護予防・日常生活支援総合事業対象者と判定された者の買物支援サービスの例外対応について

#### ○買物支援サービスの概要と例外対応の導入の経緯

現在、志摩市において要支援認定者及び基本チェックリストにより志摩市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）対象者と判定された者（以下、「要支援者等」という。）のうち一定の条件（※別紙「買物支援サービスのサービス提供について」参照）に該当している者に対し、総合事業のサービスとして志摩市シルバー人材センターに事業委託し、買物支援を行っています。

この買物支援サービスは総合事業における訪問型サービスA（基準緩和型サービス）の枠組みで実施しており、その枠組みの性質上利用者は軽度者を想定しているため、従事者の要件は旧3級ヘルパー相当以上の資格の保持者や志摩市が定める基準の研修内容を修了した者としています。

これまで志摩市では特別な事情を除き要支援認定者は介護予防訪問介護サービスによる「買物支援」を利用することができませんでしたが、地域の個人商店の減少により要支援者の買物支援のニーズが増えたのを受け、上記にも記したとおり要支援者等でも一定の条件に該当していれば買物支援サービスを受けることができるよう総合事業のスタートに合わせて新たな支援として創設し、その従事者については、高齢者が社会的役割を担うことで介護予防につながるよう、また軽度者支援を介護の専門職から切り離し、介護資源の有効活用につなげるため 志摩市シルバー人材センターを受託者として実施しています。

しかしながら要支援者等の中にも精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者や、認知機能の低下が著しい者等、専門的知識や技術を有した者による関わりが必要な人もいるため、実際にシルバー人材センター従事者では対応できず、また現況では当該サービスに代わる支援が介護予防サービスや総合事業のサービスにはないため、障害福祉サービスにつないだ事例もあり、対策の必要性が浮き彫りとなったため、次に示す事項に該当する利用希望者に対しては、所定の手続きの上、必要と判断された場合において例外的に専門的知識や技術を有した者による買物支援（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを認めるものとするものとします。

○買物支援サービスの例外対応の対象となりうるケース及びその手続きについて

A. 買物支援サービスの利用を希望する者が療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、シルバー人材センターが当該サービスの提供に難色を示した場合。

①担当介護支援専門員（以下、「担当ケアマネ」という。）は別紙「介護予防訪問介護相当サービスによる買物支援提供申請書」（以下、「提供申請書」という。）を作成し、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の写しとともに介護・総合相談支援課に提出。

②介護・総合相談支援課において、提供申請書と添付資料を確認し、担当ケアマネに対し「介護予防訪問介護相当サービスによる買物支援提供申請結果通知書」（以下、「通知書」という。）を送付。

③通知書の「2. 利用の可否」に利用可の判断が示された場合、担当ケアマネが訪問型サービス事業所に対しサービス調整を行い、介護予防訪問介護相当サービスによる買物支援（以下、「現行相当による買物支援」という。）につなげる。

B. 買物支援サービスの利用者又は利用を希望する者のうち認知症状や心身の障がいによるコミュニケーション能力の低下のため、シルバー人材センターが業務の受諾に難色を示したりサービス提供の中断を申し出た場合。

①担当ケアマネは提供申請書を作成し、医師の診断書等利用者の障がいの内容や認知症状の状況がわかる資料とともに介護・総合相談支援課に提出。

②介護・総合相談支援課において、提供申請書と添付資料を確認し、必要に応じ担当ケアマネやシルバー人材センター担当職員、主治医に聞き取りを行い、担当ケアマネに対し通知書を送付。

③通知書の「2. 利用の可否」に利用可の判断が示された場合、担当ケアマネが訪問型サービス事業所に対しサービス調整を行い、介護予防訪問介護相当サービスによる買物支援（以下、「現行相当による買物支援」という。）につなげる。

○例外対応の留意点

①実施通知書の効果は、その認定期間内とし、更新等により新たな認定有効期間が定められた時には同様の手続きを要します。

②総合事業における買物支援サービスについては週1回としているため、現行相当による買物支援についても週1回までとします。

③介護予防訪問介護相当サービスの週当たり利用回数の上限はその人の要支援認定状態に合わせたものとなっているため、現行相当による買物支援を利用することで利用者の要支援認定において利用できる回数を超えることはできません。もし、上限を超えてしまう場合はサービス内容の調整を行う必要があります。また「A」のケースの場合でサービス内容の調整が著しく困難な場合は、障害福祉サービスの利用の可否について担当部署に確認してください。